

高知大学医学部附属病院看護部規則

令和6年12月16日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第10条第5項の規定に基づき、看護部の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 看護部は、病院長の管理の下に、患者に対し療養及び診療に必要な看護業務等を行うとともに、実践や教育を通して看護の発展に寄与し、地域医療の向上に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 看護部は、次の各号に掲げる職員により組織する。

- (1) 看護部長
- (2) 副看護部長
- (3) 看護師長
- (4) 副看護師長
- (5) 看護師
- (6) 准看護師
- (7) 助産師
- (8) 看護助手
- (9) その他必要な職員

(部門)

第4条 看護部に、その業務を分掌させるため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 病棟部門
- (2) 外来部門
- (3) 中央診療施設等部門
- (4) 管理部門

(病棟部門の業務)

第5条 病棟部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 入院患者の看護及び診療の補助に関すること。

- (2) 患者の入院、退院及び転科に関すること。
- (3) 病棟管理日誌、帳票類その他の記録の整理及び管理に関すること。
- (4) 診療用器具及び薬品の整備に関すること。
- (5) 医学・歯学の教育及び研究への協力に関すること。
- (6) 病院研修生、受託実習生等の実習への協力に関すること。
- (7) その他病棟部門における看護業務に関すること。

(外来部門の業務)

第6条 外来部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 外来患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 外来部門管理日誌、帳票類その他の記録の整理及び管理に関すること。
- (3) 診療用器具及び薬品の整備に関すること。
- (4) 医学・歯学の教育及び研究への協力に関すること。
- (5) 病院研修生、受託実習生等の実習への協力に関すること。
- (6) その他外来部門における看護業務に関すること。

(中央診療施設等部門の業務)

第7条 中央診療施設等部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 中央診療施設等部門において診療を受ける患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 業務日誌、帳票類その他の記録の整理及び管理に関すること。
- (3) 診療用器具及び薬品の整備に関すること。
- (4) 診療用器具の洗浄、消毒及び滅菌に関すること。
- (5) 医学・歯学の教育及び研究への協力に関すること。
- (6) 病院研修生、受託実習生等の実習への協力に関すること。
- (7) その他中央診療施設等部門における看護業務に関すること。

(管理部門の業務)

第8条 管理部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 看護部の業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 看護部職員の勤務時間管理その他の服務に関すること。
- (3) 看護部に係る諸会議に関すること。
- (4) 看護部の行事に関すること。

- (5) 看護部が使用する物品の管理に関すること。
- (6) 看護部に係る渉外に関すること。
- (7) 看護部職員の教育及び研修に関すること。
- (8) 医学・歯学の教育及び研究への協力に関すること。
- (9) 看護部への病院研修生、受託実習生等の受入れに関すること。
- (10) 看護部の業務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (11) その他他の部門の所掌に属しない業務に関すること。

(看護師長)

第9条 第4条に定める各部門に、必要に応じて看護師長を置くことができる。

2 看護師長は、上司の命を受け、当該部門における担当の業務を統括する。

(副看護師長)

第10条 第4条に定める各部門に、必要に応じて副看護師長を置くことができる。

2 副看護師長は、看護師長の職務を補佐する。

(看護師)

第11条 看護師は、上司の命を受け、所属部門における看護業務に従事する。

(准看護師)

第12条 准看護師は、上司の指示を受け、所属部門における看護業務に従事する。

(助産師)

第13条 助産師は、上司の命を受け、所属部門における助産業務及び看護業務に従事する。

(看護助手)

第14条 看護助手は、上司の指示を受け、所属部門における看護業務の補助を行う。

(運営会議)

第15条 看護部の運営に関し必要な事項を審議するため、看護部運営会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議については、病院長が別に定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、看護部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。